

障害者が生産行程に携わった食品の日本農林規格案についてパブリックコメント

2019年1月10日 農林水産省食料産業局食品製造課あて提出

障害者に関する農福連携の取組が進み、障害者の雇用が確保されることは重要です。

ただし、規格化が新たな差別や偏見を助長することに繋がるおそれがありますので、以下の点にご留意のうえ慎重に運用するようお願いいたします。

・「4 表示」において、「次の事項を（略）表示しなければならない。」とあるが、障害者が生産行程に関わった食品には全て一定の表示を義務づけることは差別であり、表示するかどうかは任意とすべきである。その上で、表示に関する事項は、表示を希望する場合の表示方法についての規定であることを明確にすること。

（例えば、農家生産に従事している者が途中で精神障害者、聴覚障害者又は肢体不自由者になったら、表示義務を課すのは現実的でない。）

- ・一定割合の障害者が各分野で一緒に働いている状態を目指すべきであり、障害者が作った品物を区分するのは本来の状態ではないことに留意する必要がある。
- ・障害者に限って生産行程に携わる割合を表示することは、障害者を特別な人と認識させてしまうおそれがある。
- ・「外部からの問い合わせに応じて、当該ノウフク生鮮食品の主要な生産行程のうち障害者が携わった主要な生産行程を回答できるようにすること。」という「回答」という行為そのものが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に抵触するおそれがある。
- ・障害者が生産行程に携わる割合を表示することが売上げ増に繋がるという考え方は、障害者が保護すべき存在であるかのような誤解を与えるおそれがある。
- ・障害の内容によっては、労働の形態・時間が制限されることがある。今回の規格化が労働の強要に繋がることの無いように注意する必要がある。